

富田林市で創業をお考えの方へ

富田林市では、市内でこれから創業される方を対象に、富田林市特定創業支援事業を受けていただく創業に必要な経費の一部補助等、創業にあたってのサポートをします。

富田林で創業するにあたっての5つのメリット

①富田林市創業支援補助金

富田林市内で創業される方に対して、創業時にかかる費用（設備費・広告宣伝費）の一部を最大で50万円補助します。補助率1/2

②富田林市創業支援融資利子補給金

日本政策金融公庫の創業に係る融資を受けられた方を対象に、借入から1年間分の利子額の2分の1を補給します。

③日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、創業資金総額の1/10以上の自己資金要件を満たす方として利用できます。

④登録免許税が軽減

株式会社設立の際にかかる登録免許税が軽減（資本金の0.7%⇒0.35%）されます。
※最低税額は15万円のところ7.5万円に減額

⑤創業関連保証の早期利用開始

創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用の対象になります。

※各優遇措置は「特定創業支援事業」の利用により対象となるもので、保証されるものではありませんので詳しくは裏面「特定創業支援事業とは」をご覧ください。

お問い合わせ先

富田林市 産業環境部 商工観光課

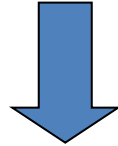
住所：富田林市常盤町1-1 富田林市役所4階

電話：(0721) - 25-1000 内線481

特定創業支援事業とは？

創業するにあたってのノウハウを学んでいただけるよう2つの方法で支援します。

創業ってどうすればいい？



創業するための知識を学ぼう！！

①創業セミナー

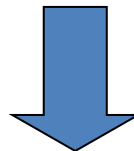
経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの分野について専門家が実際の創業成功事例等も踏まえてレクチャーいたします。

各分野につき1日3時間程度の講座を全4回開催します。

(詳しい開催日、内容等につきましては、お問い合わせ先までご連絡ください。)

②個別支援事業

富田林商工会の経営指導員が経営・財務・人材育成・販路開拓の内容のノウハウを個別に支援し学んでいただけます。



創業のノウハウを習得

◎2つの支援を受けられ創業のノウハウを習得された方に対して、富田林市が「特定創業支援事業」の証明書の発行をいたします。

◎証明書を受けられた方は表面「富田林で創業するにあたっての5つのメリット」をご活用いただけます。

※各メリットにはそれぞれ審査がございますので、証明書を発行されたからといって必ずしもご利用いただけるわけではございません。